

都 市 再 生 総 合 整 備 事 業

「南渡田周辺地区」 整備計画のあらまし

～公民協働による新たな生活・活動空間の創造に向けて～



平成16年3月
川 崎 市

1 はじめに



川崎臨海部を含む京浜臨海部地域は、産業集積ゾーンとして、長く日本経済を牽引してきましたが、近年、産業活力の低下とともに、大規模な低未利用地が出現しつつあり、産業面だけでなく、まちづくりの面から、これらへの対策が大きな課題となっています。

そのため、本市では平成11年度から「都市再構築総合支援事業（平成12年度から「都市再生総合整備事業」に制度改変）」を活用した、臨海部の再編に取り組み、総合計画において臨海都市拠点の一つ「新産業拠点」として位置づけている「南渡田周辺地区」を同事業制度に基づく「特定地区」に指定し、その整備の方向について検討を進めてきました。

本整備計画は、3か年に亘って検討された「南渡田周辺地区」についての、整備の方針、土地利用計画・都市基盤施設の整備、整備プログラムをとりまとめたものです。

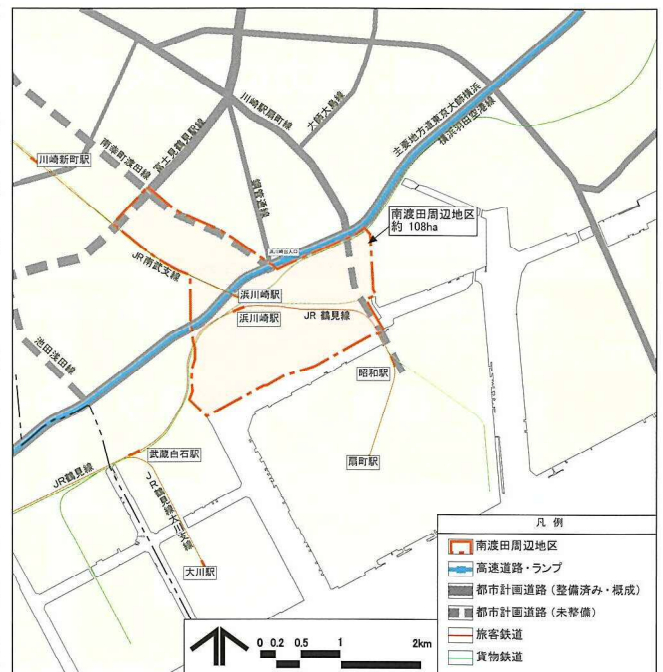
今後は、この整備計画の推進に努めて参りますので、市民、企業の皆さまの一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

川崎市長 阿部孝夫

2 南渡田周辺地区の位置

都市再生総合整備事業は、大規模工場跡地等低未利用地の有効活用等の課題に対応して、地区への各種都市機能の集積を促進する都市基盤施設等の整備を実施するとともに、都市拠点の形成を促進して、民間都市開発事業等を誘発するなど公民協働により都市再生を推進する事業です。

特定地区は、国土交通大臣が指定する地域（都市・居住環境整備重点地域）のうち、地方自治体が都市再生事業を実施するために定める地区であり、川崎市ではJR浜川崎駅周辺の既成市街地と臨海部の工場用地からなる約108ヘクタールの範囲を「南渡田周辺地区」として特定地区に指定しました。（右図参照）



整備計画策定までの経緯

- 平成 8年10月 「川崎臨海部再編整備の基本方針」を公表【川崎市】

- 平成11年 8月 川崎市域を含む「京浜臨海部地域」を「都市・居住環境整備重点地域」に指定【建設大臣（現・国土交通大臣）】

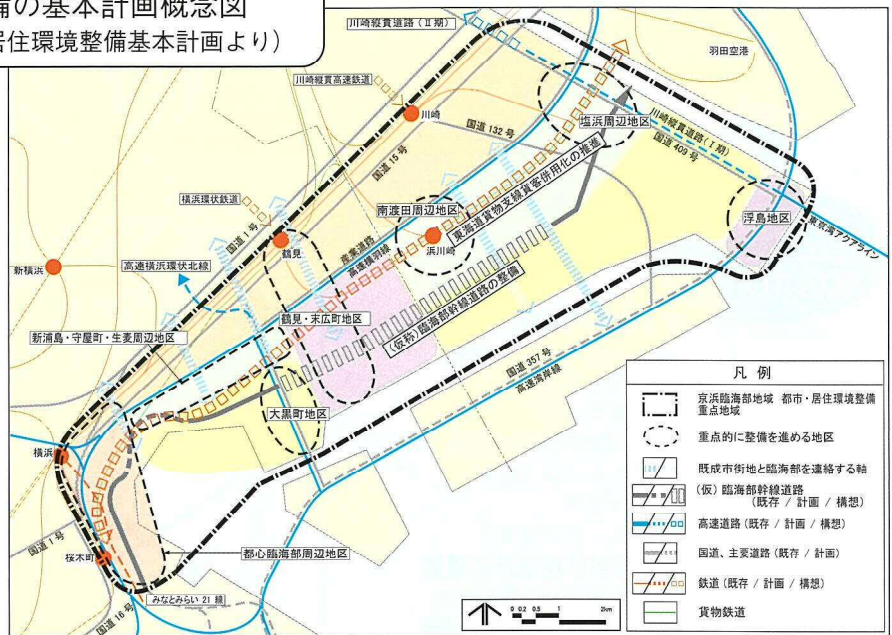
- 平成13年 3月 「京浜臨海部地域 都市・居住環境整備基本計画」を策定、公表【国土交通省、横浜市、川崎市】（下図参照）

- 平成14年 1月 「南渡田周辺地区」を「特定地区」に指定【川崎市】

- 平成16年 3月 「南渡田周辺地区」整備計画を策定【川崎市】

京浜臨海部地域の整備の基本計画概念図
（「京浜臨海部地域」都市・居住環境整備基本計画より）

川崎市においては、「南渡田周辺地区」「塩浜周辺地区」「浮島地区」が「重点的に整備を進める地区」に位置づけられました。



都市再生緊急整備地域に関する動き

- 平成14年 10月 「浜川崎駅周辺地域」を「都市再生緊急整備地域」に指定【都市再生本部】
横浜市、川崎市の臨海地域を「京浜臨海都市再生予定地域」に指定【都市再生本部】

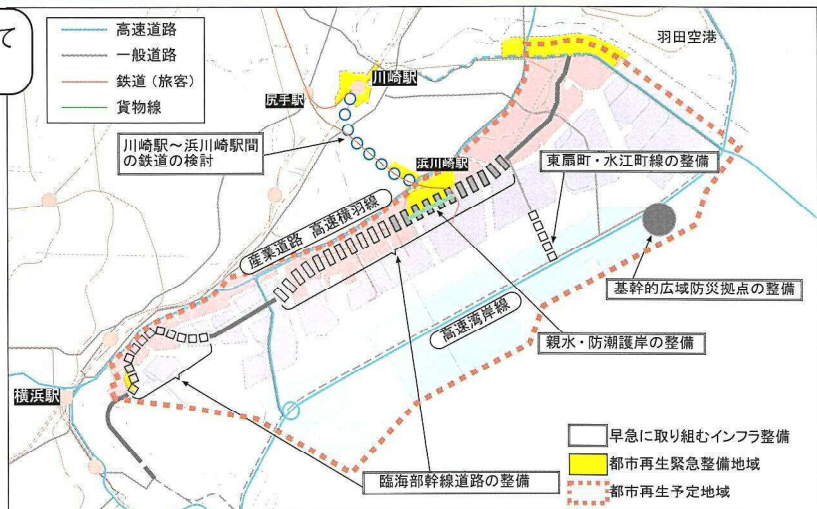
- 11月 「京浜臨海都市再生予定地域協議会」を設置【都市再生本部】

- 平成15年 6月 「京浜臨海都市再生予定地域」に係る検討状況を報告【京浜臨海都市再生予定地域協議会】

京浜臨海都市再生予定地域について
（「都市再生本部」資料より）

川崎市については、以下のような課題があげられています。

- 親水・防潮護岸の整備
- 臨海部幹線道路の整備
- 川崎駅～浜川崎駅間の鉄道の検討 など



4

整備の目標

産業道路を挟んで位置する既成市街地と臨海部第一層の土地利用を一体的に更新・再編することにより、京浜臨海部における拠点の一つとなることを目指し、次の4つの目標を設定します。

臨海部における新たな生活・活動空間の創造

複合的な機能（職・住・遊）・要素（都市空間・水辺レクリエーション空間等）を備える新たな生活・活動拠点を形成します。

国・都市の発展を支える新たな価値創出拠点の創造

研究・開発機能や新産業の集積拠点として育成します。

水と緑の空間の形成

土地利用転換の機会を捉えて公園・緑地の整備を行い、運河沿いには親水空間を整備します。

市民等の安全に寄与する防災性の向上

既成市街地と工業地帯が隣接する状況から、防災性の向上を目指します。

5

整備の基本方針

地区整備の効果をより高めるためには、公共と民間が協働し、計画的に土地利用や基盤施設整備を進めること、また、円滑に地区整備を進めていくことが重要です。このため、次の方向で整備を進めます。

段階的かつ計画的な整備の推進

整備プログラムとこれを運用する体制を持って整備を進めます。

特定地区整備による公共への貢献

地権者企業、開発業者に対して、必要な都市基盤に関する他、広く公共に貢献する努力を求めます。

公民連携、協力に基づく整備の推進

関係機関による適切な協議、調整のため、関係機関にコーディネーターを加えた連携・協力体制を構築します。

6

基盤施設

地区の再編・再生を促すため、次の基盤施設の整備に取り組みます。

公園・緑地、歩行者ネットワークの整備

都市内幹線道路と地区内道路の整備

臨海部幹線道路の整備

東海道貨物支線貨客併用化の検討および川崎アプローチ線の整備

港湾施設（親水・防潮護岸）の整備

7 土地利用

1. 骨格的な空間構成の考え方

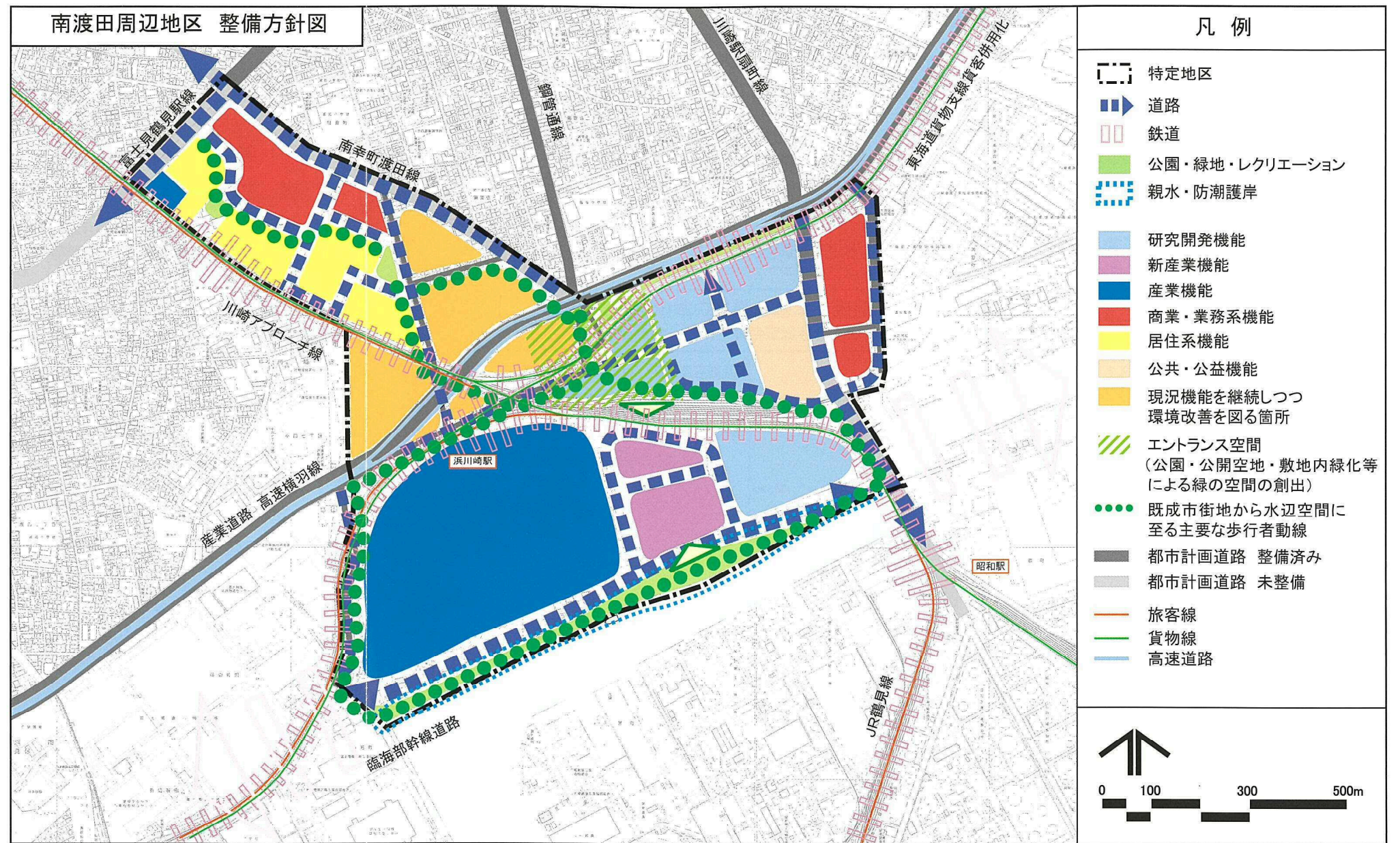
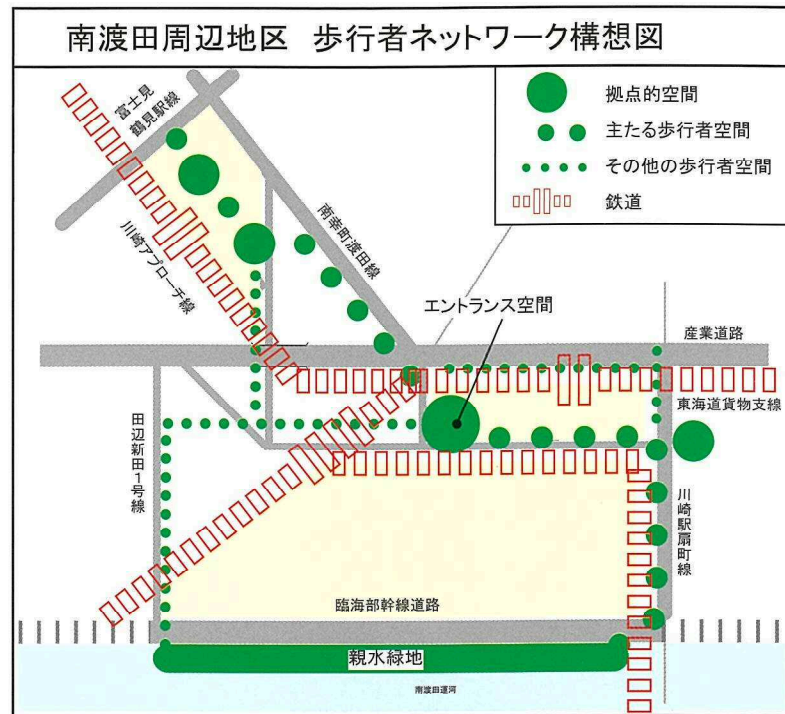
運河沿いの空間を活用し、既成市街地と工場用地の異なる性格を持つ市街地の一体性を高めるため、歩行者ネットワークの中心となる2つの特徴的な空間を形成します。

運河沿いの軸状空間

運河沿いに、市民に開放された軸状の空間を整備します。

運河沿いへのパブリックアクセス

既成市街地から親水空間まで連続する空間を整備し、運河沿いへのパブリックアクセスを確保します。



2. 機能・空間イメージ

研究開発

既存の研究開発施設等との連携を視野に入れた新技術開発の研究開発機能を導入します。



新産業

優れた環境の中に新たな分野の産業機能等を導入します。



公園・緑地・レクリエーション

運河沿いに、市民の活動が利用できる連続的な緑地を整備します。



居住系

集合住宅や生活をサポートする医療・福祉機能や商業機能を導入します。

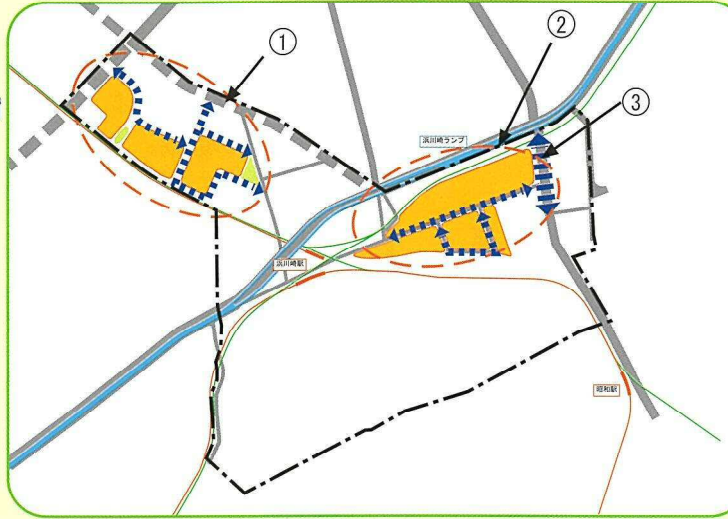


南渡田周辺地区の整備は、概ね次の3段階に分けて各種事業に着手することを目指します。

第1段階

概ね5年後

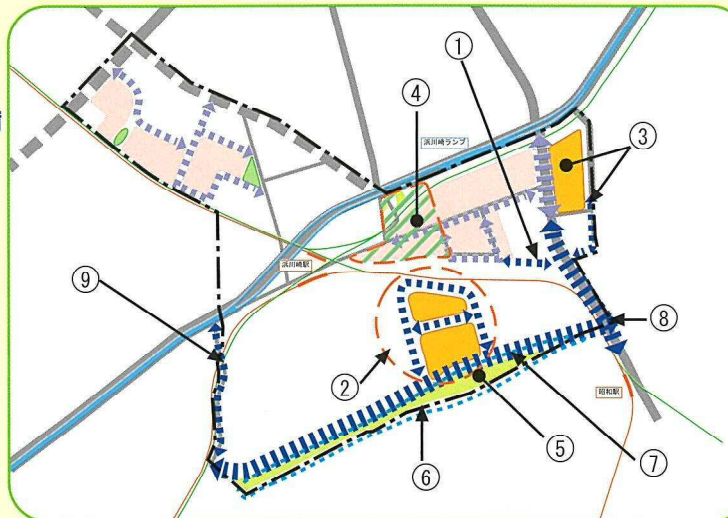
- 土地利用転換、関連基盤の整備
 - ①小田栄地区
 - ②南渡田北地区
- 都市内幹線道路の整備
 - ③川崎駅扇町線



第2段階

概ね10年後

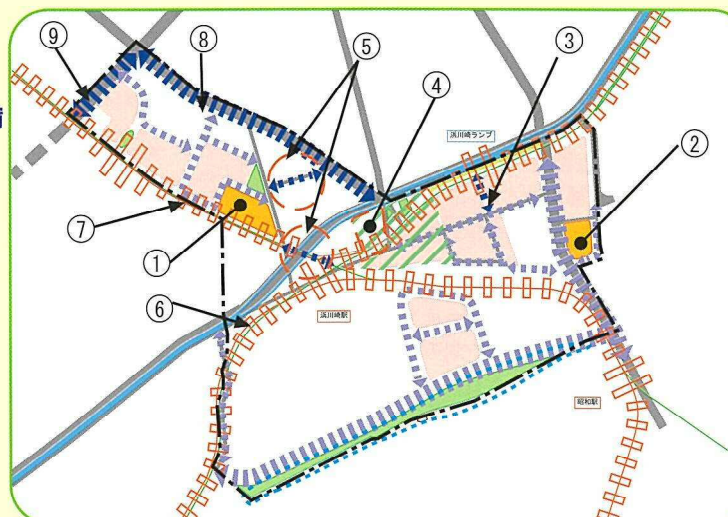
- 土地利用転換、関連基盤の整備
 - ①南渡田北地区【継続】
 - ②南渡田南地区
 - ③浅野町地区
- 水と緑の空間の整備
 - ④エントランス空間
 - ⑤親水空間
 - ⑥親水・防潮護岸
- 臨海部幹線道路の整備
 - ⑦臨海部幹線道路の整備
- 都市内幹線道路の整備
 - ⑧川崎駅扇町線
 - ⑨田辺新田1号線



第3段階

10年後以降

- 土地利用転換、関連基盤の整備
 - ①小田栄地区【継続】
 - ②浅野町地区【継続】
 - ③南渡田北地区【継続】
- 水と緑の空間の整備
 - ④エントランス空間【継続】
 - ⑤歩行者ネットワーク
- 鉄道の整備
 - ⑥東海道貨物支線貨客併用化
 - ⑦川崎アプローチ線
- 都市内幹線道路の整備
 - ⑧南幸町渡田線
 - ⑨富士見鶴見駅線



凡例

整備中・機能更新中	公園・緑地（整備中）	道路（整備中）	鉄道（整備中）	エントランス空間の整備 （公園・公開空地・敷地内緑化等による緑の空間の創出）
整備中・機能更新済	公園・緑地（整備済）	道路（整備済）	親水・防潮護岸	



KAWASAKI CITY

お問い合わせ

川崎市まちづくり局神奈川口推進室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
TEL : 044-200-2704 FAX : 044-200-3968